

第 4 期中野区障害福祉計画（素案）の策定について

「中野区保健福祉総合推進計画」の改定及び「第 4 期中野区障害福祉計画」の策定にあたり、保健福祉審議会に諮問し、基本的な考え方について答申を受け、この度、広く区民や関係団体等から意見を募るため素案としてとりまとめたので報告する。

1 保健福祉の基本計画について

（1）策定目的

区が区民とともにめざす「健康福祉都市なかの」の実現に向けた取り組みを総合的に進めていくため、保健福祉の領域にわたる今後の取り組み内容を区民に示すことを目的とする。

（2）計画期間

中野区健康福祉総合推進計画 2015	平成 27 年度～平成 31 年度までの 5 年間
第 4 期中野区障害福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度までの 3 年間

（3）計画素案

別添 計画素案の概略（資料 1）

（4）素案のポイント

障害児や発達に課題のある子どもへの支援については、「中野区保健福祉総合推進計画 2012」において、個別施策の中の一施策としていたが、平成 24 年に児童福祉法が改正され、障害児通所支援事業の実施主体を市区町村に一元化、身近な地域で適切な支援を受けられるようにする趣旨を踏まえ、独立した課題に位置付けた。

2 今後の予定

平成 26 年 11 月 28 日	計画素案の概要について区報特別号を発行
平成 26 年 11 月～	関係団体等意見交換会の開催
平成 26 年 12 月	区民意見交換会を開催（自治基本条例に基づくもの）
平成 27 年 1 月以降	計画案策定、保健福祉審議会最終答申、パブリック・コメント手続
平成 27 年 3 月	計画策定

「健康福祉都市なかの」を実現する基本計画

中野区健康福祉総合推進計画 2015

第 6 期中野区介護保険事業計画

第 4 期中野区障害福祉計画

(素案)【概略】

平成26年（2014年）11月

中 野 区

第1部 計画の理念と基本目標

1. 「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標

(1) 実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民のだれもが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち

そのために必要な保健福祉サービスが、公私のパートナーシップに基づいて、地域で総合的に提供されるまち

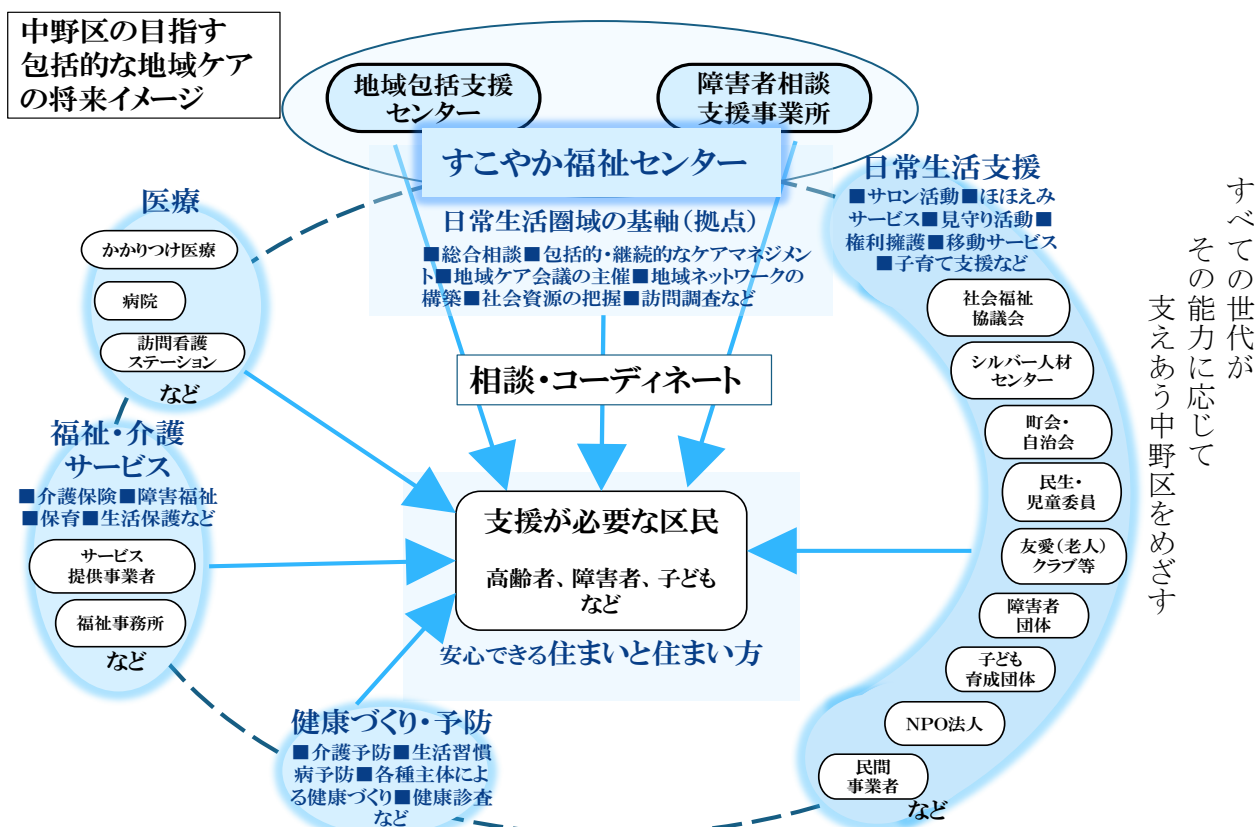
(2) 「健康福祉都市なかの」の4つの理念

- 人間性の尊重と権利の保障 ●個人の意思と自己決定の尊重
- 自立生活の推進 ●区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進

(3) 基本目標

- ① 健康でいきいきとした生活の継続 (健康医療)
- ② みんなで支えあうまちづくり (地域福祉)
- ③ 住み慣れた地域での生活の継続 (高齢福祉)
- ④ 誰もが安心して暮らせるまちづくり (障害福祉)

2. 中野区が目指す包括的な地域ケアの将来像

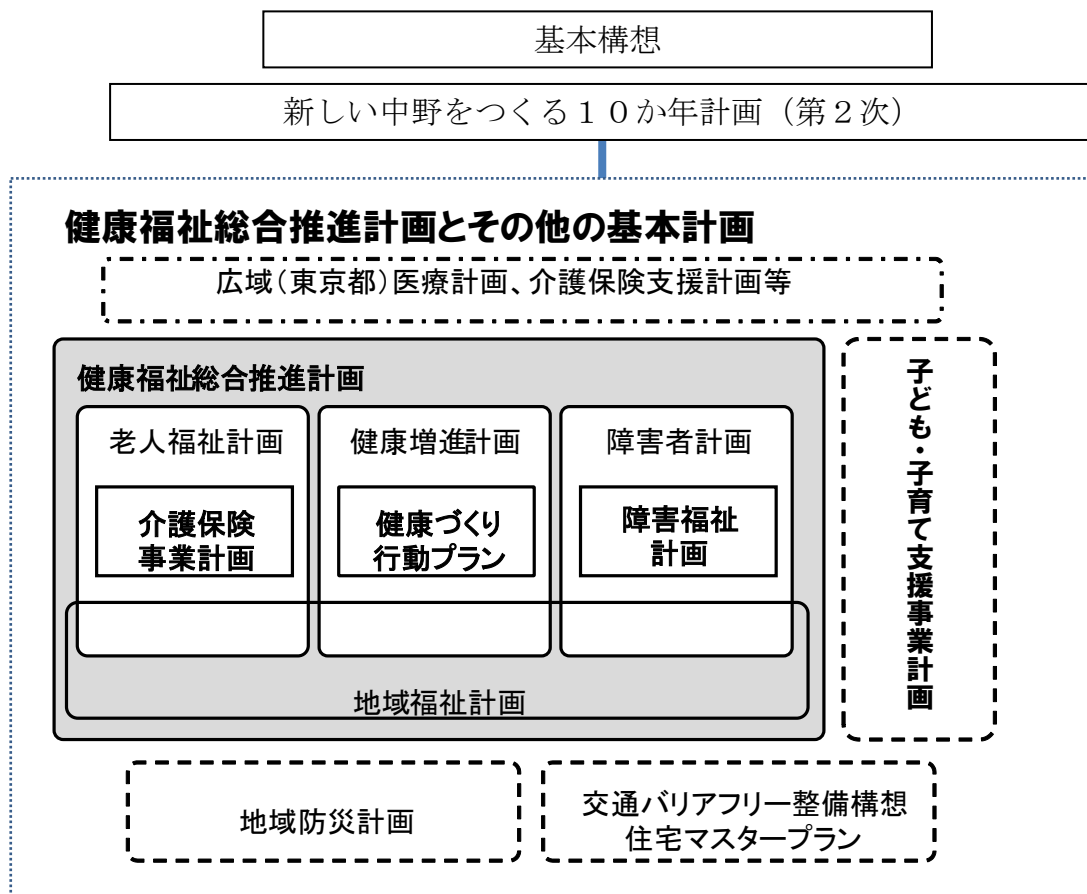


3. 計画の位置付け及び構成

- 第1章（健康医療） 区民の健康づくりの取り組みについて
第2章（地域福祉） 区民の社会参加の促進や包括的な地域ケア体制の構築などの取り組みについて
第3章（高齢福祉） 高齢者が地域で住み続けるための取り組みについて
第4章（障害福祉） 障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせるまちづくりについて

なお、地域包括ケアシステム構築に向けた個別施策は、高齢福祉に範囲を限定しない施策も含むため、各章にまたがって記載しています。

区の基本計画



※ 子どもや子育て領域に関する取り組みの内容等については、「中野区次世代育成支援行動計画」として、健康福祉総合推進計画から独立して計画化しています。

第2部 個別施策の展開

基本目標	課題	施策
健康でいきいきとした生活の継続 (健康医療)	1 生活習慣病予防と健康増進	1 生活習慣病に着目した予防対策の充実 2 健康を維持・増進する「食」の推進 3 こころの健康づくり
	2 「健康づくり・スポーツムーブメント」の推進	1 健康づくりのための運動・スポーツ 2 区民が主体的に取り組む健康づくり 3 スポーツ競技力の向上
	3 健康不安のない衛生的で住みやすい地域づくり	1 健康不安のないくらしの維持 2 くらしの衛生が守られるまちの推進
みんなで支えあうまちづくり (地域福祉)	1 社会参加の機会拡充	1 幅広い区民の社会参加促進 2 生きがいづくりの支援
	2 地域支えあい活動の推進	1 保健福祉の地域での連携体制の確立 2 すこやか福祉センターの機能充実・整備 3 災害時要援護者対策
	3 生活の安定と自立への支援	1 生活の安定と自立への取り組み支援
	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	1 だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり
	5 権利擁護の推進	1 権利擁護の推進
住み慣れた地域での生活の継続 (高齢福祉)	1 認知症対策と虐待防止	1 認知症のある人・家族への支援 2 高齢者の虐待防止
	2 在宅医療と介護の連携	1 在宅医療・介護連携体制の推進 2 在宅療養に関する理解促進
	3 総合的な介護予防・生活支援	1 総合的な介護予防・生活支援の推進
	4 在宅生活支援のための基盤整備	1 在宅生活を支援するサービスの充実 2 住み慣れた地域で暮らし続けるためのすまいの確保 3 入所型施設の整備促進
	5 介護保険制度の適正な運営	1 介護保険制度の適正な運営 2 介護サービス事業者の支援と質の向上
だれもが安心して暮らせるまちづくり (障害福祉)	1 相談支援の充実	1 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の整備・体制強化 2 計画相談支援の対象者拡大への体制整備とサービス等利用計画の質の向上 3 障害者の権利擁護の推進
	2 地域生活の支援	1 地域生活への移行に向けた基盤整備 2 自立生活を支えるためのサービスの確保
	3 就労の支援	1 就労機会の拡大 2 一般就労に向けた支援の強化 3 障害者就労施設における工賃の向上
	4 地域における障害のある子どもへの支援	1 障害のある児童へのサービスの拡充

今回の計画改定のポイント

地域包括ケア（地域福祉・高齢福祉）

地域包括ケアシステムの構築に向けた制度改正への対応
地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

■地域包括ケア体制の推進

＜介護保険＞

地域支援事業の変更

■介護予防・日常生活支援総合事業の開始

■包括的支援事業の充実

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

介護予防・生活支援体制整備の推進

健康づくり・スポーツムーブメントの推進（健康医療）

運動・スポーツの視点からみた健康づくりを独立した課題として位置付けた。

生活困窮者自立支援への対応（地域福祉）

平成 27 年に生活困窮者自立支援法が施行されることを踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援に取り組む。

障害のある子どもへの支援（障害福祉）

平成 24 年に児童福祉法が改正され、障害児通所支援事業の実施主体を市区町村に一元化し、身近な地域で適切な支援を受けられるようにする趣旨を踏まえ、独立した課題に位置付けた。

第1章 健康医療

課題1 生活習慣病予防と健康増進

区民が健康でいきいきと暮らすためには、区民自らが積極的に不規則な食生活や運動不足などを日常的に見直して、生活習慣病の発症を予防することが必要となります。

《おもな取り組み》

① 特定健診や地域スポーツクラブと連携した糖尿病予防対策事業の実施

特定健診等の受診の際に判定されて糖尿病ハイリスク者に対し地域スポーツクラブ等を活用して生活習慣改善を継続できるよう支援します。

② 企業等との連携による普及啓発活動

区民と接する機会を多く持つ民間企業等と連携し、がん検診の普及啓発と受診率向上に関する取り組みを推進していきます。

③ 健康づくり事業等における食育普及啓発の実施

食育月間や健康づくりフェスタ等の機会に、健康的な食習慣等の普及啓発に努めます。また、健康づくりシンボルマーク・標語（中野はげんき応援区）や食育マスコットキャラクターを活用した普及啓発を行います。

④ こころの健康についての普及・啓発

現代のストレス社会で大きな問題になっているうつ病やアルコール依存症に対する基礎知識、心身の疲労回復のための休養や睡眠の重要性、統合失調症など精神疾患についての理解を促進します。

課題2 「健康づくり・スポーツムーブメント」の推進

活力ある地域社会を実現するには、区民の健康維持・増進が今後ますます重要な課題となり、その対策として挙げられるのが、区民の運動・スポーツ習慣づくりです。

《おもな取り組み》

① 年代、性別、身体状況に応じた健康づくり

子どもから高齢者までが無理なく楽しく健康づくり、生きがいを続けるため、体操、散歩、スポーツなど様々な機会を提供します。

② 「中野区地域スポーツクラブ」を中心に実施するスポーツ教室

区が日常生活圏域ごとに設置するスポーツ施設を拠点として、区民団体「中野

区地域スポーツクラブ」が地域の人材、ネットワークを活かしたスポーツ教室事業を実施します。

③ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、大会開催への機運の醸成を図るとともに、競技人口の拡大に寄与します。

課題3 健康不安のない衛生的で住みやすい地域づくり

結核などの感染症(再興感染症)が再び問題となっているほか、増加傾向にあるエイズ・H I V感染者への対策や若年層の性感染症予防対策も大きな課題となっています。

《おもな取り組み》

① 予防接種率の向上

麻疹、風疹、日本脳炎、H i b感染症、小児肺炎球菌感染症、水痘（みずぼうそう）などの定期予防接種及び任意予防接種の流行性耳下腺炎（おたふく）について区報、ホームページによる情報提供、小学校就学前の幼児に対しての接種勧奨などを行い接種率向上を図ります。

② 結核対策の充実

結核を発病した患者からの感染拡大防止のため、周りの方々に対して行う接触者健診は、I G R A検査を活用し高い受診率を目指します。また、薬剤耐性菌の発生を防ぐため、結核患者が最後まで治療を継続できるように、D O T S事業をさらに充実し、きめ細かな患者支援を行います。

③ 地域医療確保計画の策定

都及び23区西部・北西部ブロックの医療連携による地域医療確保計画を策定し、感染症による健康危機発生時の医療体制を確保します。

④ 食の安全に係るリスクコミュニケーションのための会議体の推進

消費者、事業者、行政の三者が情報・意見交換を行うリスクコミュニケーションを推進し、食の安全・安心確保に関するさらなる普及・啓発に努めます。

第2章 地域福祉

課題1 社会参加の機会拡充

人々のライフスタイルに対する価値観が多様化している現状を踏まえ、女性、高齢

者、青少年などを含むすべての人が経験や能力を生かし、暮らし方や働き方にあわせて地域活動に参加できるようにしていく必要があります。

《おもな取り組み》

① 地域支えあい活動の担い手拡大

町会・自治会を中心とする地域団体・公益団体等による地域支えあいの目指す姿を明らかにし、地域での支えあいについて理解を深め、潜在している担い手を発掘していきます。

② 区民の学習活動支援の推進

区民に多彩な学習機会を提供するため、生涯学習に関する情報提供を充実していきます。また、区政や生活上の課題について学び、社会・地域活動への参加につながるような人材の育成や学習活動を推進します。

③ 高齢者の就業支援

中野区就労・求人支援サイトによる情報の提供や、シルバー人材センターへの支援などにより、就業意欲のある高齢者を就労に結びつけるための支援を充実します。

課題2 地域支えあい活動の推進

高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者が増えています。

社会的に孤立しがちな高齢者や、支援を必要とする障害のある人、子育て家庭が、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支えあいを推進する必要があります。

《おもな取り組み》

① 町会・自治会等への見守り対象者名簿提供の推進

区は、ひとり暮らし高齢者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域支えあい活動の推進に関する条例に基づき、希望する町会・自治会や民生児童委員などへ見守り対象者名簿の提供を進めます。

② 地域包括ケア体制を推進する会議体の運営

高齢者・障害者のみでなく、子どもやその保護者を含め、支援を必要とする区民を対象として、区と事業者、医療機関、区民団体などが連携して行う包括的な地域ケアの体制をつくるために、区内全域、すこやか福祉センター単位に地域ケア会議を新たに設置し運営していきます。

③ 職員による訪問活動

高齢者や障害のある人などの実態を把握し、必要なサービスの利用案内などを行うため、職員による訪問活動を進めます。

④ 災害時要援護者対策の再構築

災害時における要援護者対策を強化するため、非常災害時救援希望者登録制度と地域支えあいネットワークとの整合を図るとともに、二次避難所の周知、運営マニュアルの充実等を行います。

課題3 生活の安定と自立への支援

生活保護制度は最後のセーフティーネットとして活用しやすいものとしていく一方で、経済的・社会的な自立を促進していく必要があります。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されることを踏まえ、生活困窮者を早期に把握し、困窮からの脱却と自立促進を図っていく必要があります。

《おもな取り組み》

① 自立支援プログラムによる自立支援の促進

生活保護受給者の抱える様々な問題に的確に対応する自立支援プログラムを活用し、生活保護世帯が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう支援します。

② 生活困窮者への支援

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を早期に把握し、複数の課題の解決と自立に向けて包括的・継続的に支援を行うために、生活困窮者自立相談支援窓口を設置します。

相談者の抱える課題のアセスメントを行い、支援計画に基づいて就労支援や住宅確保給付金の他、関係機関との連携等により各種の支援を行います。

課題4 ユニバーサルデザインのまちづくり

移動手段やまちの人の意識を含め、ユニバーサル化が十分でないと感じている障害のある人は少なくありません。

区が平成26年度に行ったまち歩き点検でも、さまざまな意見が寄せられ、より一層のバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりが必要です。

《おもな取り組み》

① 中野駅周辺におけるユニバーサルデザインに基づく施設整備

中野駅や駅周辺地区において、ユニバーサルデザインに基づく施設整備やだれ

もがわかりやすいサイン計画を取り入れた施設整備を行います。これらの地区をモデルとし、区内のユニバーサルデザイン化を進めます。

② 駅周辺道路などのバリアフリー化

区がまとめた「交通バリアフリー整備構想」にもとづき、区内5つの重点整備地区（新中野、東中野・落合、鷺宮、野方、中野）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、西武新宿線連続立体交差事業、中野駅周辺まちづくり事業等の施策を重点整備地区の再編に反映させ、区内全域の一体的・総合的なバリアフリー化を進めます。

③ ユニバーサルデザインの普及啓発

ユニバーサルデザインの考え方を、ホームページやパンフレットにより、広く区民に周知するとともに、区内の公共施設等に関するバリアフリー情報の提供を充実します。

課題5 権利擁護の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や知的障害のある人などの判断能力が低下した人の権利を守るため、成年後見制度の活用や権利擁護サービスの拡充を推進していくことが課題になっています。

《おもな取り組み》

① 権利擁護サービスの拡充

判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、中野区社会福祉協議会権利擁護事業「アシストなかの」と連携し、生活支援に関する相談を充実していきます。

② 成年後見人の養成・確保

成年後見支援センターで行っている社会貢献型後見人養成研修を継続して実施するとともに、養成した後見人候補者の活用を図ります。

また成年後見支援センターによる法人後見、法人後見監督の受任を推進します。

第3章 高齢福祉

課題1 認知症対策と虐待防止

増加する認知症高齢者

高齢になるほど認知症の発症率は高くなるため、今後の後期高齢者人口の伸びを踏まえると、認知症傾向のある高齢者は確実な増加が見込まれます。

認知症のある人が安心して地域で生活していくためには、相談体制の強化や認知症に関わる医療・介護の連携、地域での認知症への理解・支援の広がりが課題となっています。

《おもな取り組み》

① 認知症の早期発見・早期対応への取り組み

認知症が疑われる区民が早期に相談・診断を受け、状態に応じた適切な治療やサービスにつながるよう、認知症コーディネーターを配置し、東京都の認知症疾患医療センターと連携して取り組む認知症早期発見・早期対応事業の充実を図ります。

② 認知症への理解促進と地域での対応力の向上

地域全体で認知症高齢者を支える地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成等の拡充を図るとともに、レベルアップのための研修を行い、地域での支えあい活動を支援します。

③ 認知症相談体制の強化

認知症高齢者や介護にあたる家族が地域で安心して暮らせるよう、身近な相談窓口である地域包括支援センターやすこやか福祉センターの活用を周知します。

また認知症疾患医療センター等専門医を活用して、相談にあたる職員やケアマネジャー等介護関係職員の認知症に関する対応能力の向上を図ります。

④ 地域での生活を支える介護サービスの充実

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービスを中心として、認知症高齢者が地域での生活を継続していくために必要なサービスを拡充します。

⑤ 介護ストレス解消のための相談対応や家族どうしの交流の充実

専門的な相談対応や家族どうしの交流を通じて家族の介護ストレスを解消するため、家族介護教室を実施します。また介護を続ける家族が、要介護者と一緒に参加しリフレッシュできるような場づくりを支援します。

⑥ 虐待防止のための啓発・広報活動

どのようなことが虐待にあたるのかなど、虐待に関する知識の普及を促すため、パンフレットやポスターなどの作成・配布、虐待防止に関する講演会の開催など、高齢者の人権を擁護するために必要な広報活動を強化します。

⑦ 関係機関との連携強化

潜在的な虐待の防止や発見時の迅速で適切な対応を行うため、地域包括支援センター職員やケアマネジャーなど関係機関職員、専門家（弁護士、精神科医など）を含めた専門ケース会議を定期的に開催し、連携を強化します。

課題2 在宅医療と介護の連携

高齢者が病気や要介護状態になっても地域で生活していくためには、地域で必要な医療を受けることと合わせて、在宅を維持するための介護サービスが連携して提供されることが必要となります。

また、連携が円滑に進むためには、医療・介護関係者の連携・努力だけではなく、在宅療養者や家族が在宅療養について理解し、選択できることが重要となります。

《おもな取り組み》

① 多職種による連携の推進

平成24年～26年度まで実施した在宅療養推進協議会と摂食・えん下機能支援推進協議会を合体し、一つの協議体として在宅療養全般についての医療・介護の連携を推進します。この協議体で抽出された課題を、地域包括ケア体制の課題全体を推進する地域ケア会議での検討に活かします。26年度までに実施した医療資源調査の分析結果を踏まえ、資源の活用や情報提供の方法など具体的な方策を検討し、多職種の顔の見える関係の強化を目指します。

また、摂食・えん下機能支援については育成した人材を活用するために、医師会、歯科医師会と協力し支援の仕組みの構築に取り組みます。

② 地域包括支援センターとケアマネジャーの医療的相談に関する支援強化

在宅療養中の高齢者のマネジメントを受け持つケアマネジャーが、主治医や訪問看護ステーションなど関係者と適切な情報交換ができることが、医療と介護の連携の具体策として重要なポイントです。地域包括支援センター協力医などとの有効な情報交換を図ります。

③ 24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進

要支援・要介護高齢者が安心して在宅生活を送るためには、在宅療養支援診療所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など24時間365日対応できる医療や介護のサービス提供体制を推進します。また、在宅療養者の容態急変時などに対応するため、緊急一時入院病床確保事業も継続します。

④ 退院後の生活、在宅での看取りなどについての情報提供、啓発

在宅療養や在宅での看取りなどについてのホームページやパンフレット等に

よる情報提供により、啓発を図ります。何よりも在宅療養者や家族が在宅療養について、よく理解して選択できることを目指します。

⑤ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進

在宅療養が必要となる以前からかかりつけ医、歯科医、薬局を持つことは、早期にまた総合的な支援を受けるために大切です。医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用など、区民への啓発に努めます。

課題3 総合的な介護予防・生活支援

高齢になっても住み慣れた地域で、尊厳をもっていきいきと自分らしい生活を送るためには、要支援・要介護になることを遅らせ、重度化を防ぐ取り組みが大切です。地域における高齢者の生きがいや介護予防につながる取り組みを推進するとともに、介護保険制度の改正に対応し、多様な担い手により日常的な介護予防と日常生活支援を一体的に展開するしくみの構築が求められます。

《おもな取り組み》

①高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発事業の充実

介護予防は高齢者になる前からの取り組みが重要です。地域において子どもから高齢者までを対象とした健康づくりや介護予防の実践の場をつくりながら、日常生活における身体活動の重要性、生活習慣病の予防や介護予防の取り組みの大切さなどについて、教育・普及啓発事業を充実します。

②高齢者の居場所づくり・活動の支援

高齢者の居場所・活動の場、健康づくりや介護予防事業の身近な地域拠点として高齢者会館の機能を充実するとともに、中野区社会福祉協議会、中野区シルバー人材センター、地域で活動するボランティア団体などと連携しながら、高齢者の居場所や活動の場づくりを進め、健康生きがいづくりや就労などの活動を支援します。

③介護予防・日常生活支援総合事業の実施

平成29年4月までに予防給付のうち訪問介護及び通所介護を新規事業である介護予防・日常生活支援総合事業へ移行して実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業では、専門的なサービスに加え、元気高齢者を含む地域の人たちやNPO法人など多様な担い手による多様な支援をよりきめ細かく効果的に行える新たなしくみを構築します。

課題4 在宅生活支援のための基盤整備

介護が必要な状態になっても、可能な限り自宅や地域での生活が継続できるよう、在宅生活を支えるために必要な介護サービス基盤を中心に整備を進める必要があります。

《おもな取り組み》

① 在宅サービスの充実

できるだけ自宅や住み慣れた地域で生活が続けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスやショートステイといった在宅サービスを充実します。

② 地域で暮らし続けるためのすまいの確保

真に住宅に困窮している世帯が入居できるよう、区営住宅と福祉住宅を適切に運営します。また、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅供給の誘導を図るため、必要な情報提供等を行うほか、高齢者の入居を制限しない住宅の登録戸数の拡大を図り、家賃債務保証制度の利用料助成などによる居住支援のしくみを充実します。また、見守りや介護などの支援が必要な方のための都市型軽費老人ホーム、認知症グループホーム、介護サービス付の有料老人ホーム、特定施設を誘導整備します。

③ 入所型施設の整備促進

介護老人福祉施設は、在宅サービスを支えるショートステイを併せ持ち、また、地域にある地域密着型のサービス事業所をバックアップする24時間365日の運営施設という側面を持っています。在宅での介護が困難となったときの入所施設として、介護老人福祉施設を誘導整備します。

課題5 介護保険制度の適正な運営

2025年を見据え、持続可能なしくみとして効率化・重点化された介護保険制度改正へ対応していきます。

今後、介護サービスへのニーズはますます高まるため、介護サービス事業者の質の向上を図る必要があります。

《おもな取り組み》

① 要介護認定調査員の資質向上

要介護認定調査員の調査能力向上とレベルの平均化のための研修を引き続き実施します。

今後とも認定調査結果についてすべて点検を行い、調査票の精度を高めることや調査員のレベルアップを図ります。

② 介護給付費の適正化

各種点検や訪問調査による適正な介護給付の適正化に努めます。

③ 介護サービスに従事する専門職のスキルアップと研修の体系化

ケアマネジャーをはじめ、ヘルパーなどのサービス従事者に対して、スキルや知識のレベルアップの研修を実施し、サービスの質の向上を目指します。

さらに今後は、医療と介護の連携など多職種連携など、介護保険制度改正で求められる新たな役割や課題に対応する研修等も実施していきます。

④ 介護サービスの提供を担う民間サービス事業者に対する指導の強化

区が介護保険事業者指定権限を持つ地域密着型サービス事業所、及び今までに実地調査を行っていない事業所を中心に、実地調査、調査後のフォロー調査を行い、介護サービス事業所が適正に運営されるよう、指導を実施します。

第4章 障害福祉

課題1 相談支援の充実

障害のある人が身近な地域において、安心して日常生活や社会生活を送るためには、障害福祉サービス基盤の確保とともに、必要なサービスを適切に利用するための相談支援体制の整備を整備することが必要です。

基幹相談支援センターを中核として、障害者への相談支援体制を充実します。

《おもな取り組み》

① 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の充実

区役所に設置した基幹相談支援センターが中核となり、地域の相談支援機関の充実を図ります。

② 計画相談の対象者拡大に向けた体制の整備

障害福祉サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画を策定するため、相談支援事業所を確保するとともに、サービス等利用計画の必要性などを区民に周知していきます。

③ 障害者権利擁護事業の推進

成年後見制度における法人後見の活動支援を通し、障害者の権利擁護を推進す

ることに合わせ、障害者への差別解消の取り組み状況の検証を行う他、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の平成 28 年度施行にあたり、権利擁護を進める取り組みを行っていきます。

課題 2 地域生活の支援

障害のある人の施設からの退所や病院からの退院を促進し、地域で安心して生活を送るため、住まいの場の確保と必要なサービスの円滑な提供を行います。

《おもな取り組み》

① グループホームの整備

グループホームは、障害のある人が地域生活へ移行する場合や、親元等を離れ地域で生活が続けていくためのすまいの場です。

今後も事業者によるグループホーム開設が進むよう必要な支援を行い、グループホームの整備を進めます。

② 地域移行支援・地域定着の促進

平成 24 年度から開始された地域移行支援及び地域定着支援を、指定一般相談支援事業者や関係機関と連携して進めていきます。また、改正精神保健福祉法により、平成 26 年 4 月 1 日より選任が義務づけられた退院後生活環境相談員や、東京都地域移行体制整備支援事業など、関連する事業との連携を強化しながら地域移行を進めて行きます。

③ 地域での生活を支援する各種サービスの計画的な提供

障害のある人の地域での生活を支援するための、生活支援、短期入所などのサービスを計画的に提供していきます。

課題 3 就労の支援

障害のある人が当たり前に関われる地域社会の実現に向け、障害のある人の就労を支援します。

《おもな取り組み》

① 就労機会の拡大を目指す体制の充実

区内の就労移行支援事業所数や利用者数の増を進めるとともに、区内の就労移行支援事業所と就労支援センターが連携し、企業開拓や企業の障害者雇用の促進に向けた働きかけを行います。

② 就労支援センターによる就労支援の強化

就労支援センターの支援を受け一般就労する障害者数の増を図るとともに、就労移行支援施設との連携による就労支援、定着支援を進めます。

また、就労支援にあたっては、特別支援学校、ハローワークなど、関係機関と協力した取り組みを進めます。

③ 工賃の向上に向けた取り組みの充実

各障害者就労施設が共同で仕事を請け負う共同受注のしくみや区役所業務を障害者就労施設に積極的に発注することなどを通じ、障害者就労施設で働く人の工賃向上を図ります。

課題4 地域における障害のある子どもへの支援

平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児通所支援事業の実施主体が市区町村に一本化されました。

障害児施設の基盤整備に取り組み、また、早い段階で障害や発達の課題に気づき、相談から早期の支援へつなげていくために、相談支援体制の充実が必要となります。

《おもな取り組み》

① 相談支援体制の充実

地域に身近なすこやか福祉センターを中心とし、専門機関や関係機関との連携によりライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行います。

② 保育園・幼稚園等巡回訪問の充実

対象となる児童が増加していることから、南部地域に新たに整備する障害児通所支援施設においても実施することにより、充実を図ります。

③ 障害児施設の基盤整備

南部地域に新たに整備する障害児通所支援施設の整備により、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、一時保護事業の拡充を図ります。北部地域に療育センターアポロ園、南部地域に障害児通所支援施設を設置し、より身近な地域での支援が可能となります。

また、南部地域に新たに整備する障害児通所支援施設を区の障害児支援の核となるように基盤整備を進めます。